

令和7年度

不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況

当委員会では、平成25年3月から、審査の期間（処理日数）の目標を「1年6か月」から「1年」に短縮しています。

労働組合法第27条の18の規定に基づき、不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他審査の実施状況を次のとおり公表します。

1 令和7年度係属事件数 1件

2 過去5年間に終結した事件の平均処理日数 次表のとおり

年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	内 訳						(参考) 全国平均 ※暦年
	総平均	命令・決定	和 解 ・ 取 下			平均	
			取 下	関与和解	無 関 与 和 解		
3						671	
4	(1) 448	(1) 448				(※1) 1,144	
5						567	
6						(※2) 1,077	
7	(1) 313	(1) 313				660	

(注) () は終結件数

※1 令和4年の初審平均処理日数については、昭和40年～50年代に申立のあった事件を処理したことが影響しており、これらの事件を除いた平均処理日数は465日である。

※2 令和6年の初審平均処理日数については、平成8年～14年に申立のあった事件を処理したことが影響しており、これらの事件を除いた平均処理日数は595日である。